

エストニア
実用新案法
2015年1月1日施行

目次

第1章 総則

第1条 本法の目的

第2条 (廃止)

第3条 エストニア共和国国民及び外国人の権利及び義務の平等性

第4条 (廃止)

第2章 実用新案の法的保護及び特許性

第5条 実用新案の法的保護

第6条 実用新案として保護されない考案

第7条 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性

第8条 実用新案の単一性

第9条 実用新案クレーム

第10条 優先権

第3章 実用新案登録を出願する権利

第11条 実用新案を受ける権利

第12条 実用新案の考案者

第4章 実用新案に対する権利

第13条 実用新案所有者

第14条 実用新案所有者の排他権

第15条 実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない行為

第15-1条 権利の消尽

第16条 先使用权

第16-1条 仮保護

第5章 登録出願及びその処理

第17条 登録出願

第18条 登録出願書類の提出

第18-1条 実用新案の法的保護に関する手続の遂行における代理

第18-2条 優先権主張の提出、訂正又は追加

第19条 特許出願に基づく登録出願

第20条 登録出願日の確定及び登録出願の処理のための受理

第20-1条 登録出願を処理するための受理の拒絶

第21条 登録出願の処理

- 第 21-1 条 技術水準の調査
- 第 22 条 登録出願処理の停止及び再開
- 第 23 条 登録出願の訂正及び補正
- 第 24 条 登録出願の取下
- 第 25 条 登録出願処理の終結
- 第 26 条 登録出願処理の再開
- 第 26-1 条 出願人の意見提出権
- 第 26-2 条 特許庁の決定に対する訴え
- 第 27 条 特許庁の決定に対する不服申立
- 第 28 条 登録出願処理の終了

- 第 6 章 実用新案の国際登録出願
- 第 29 条 実用新案の国際登録出願の定義
- 第 30 条 国際登録出願の処理に関する規定

- 第 7 章 実用新案登録簿
- 第 31 条 実用新案登録簿
- 第 32 条 実用新案の登録簿への登録
- 第 33 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

- 第 8 章 実用新案の法的保護の効力
- 第 34 条 登録の有効期間
- 第 34-1 条 国の手数料の納付
- 第 35 条 (廃止)
- 第 36 条 実用新案の補正

第 9 章 (廃止)

- 第 10 章 実用新案を受ける権利の移転
- 第 40 条 実用新案登録出願権の移転
- 第 41 条 登録出願の移転
- 第 42 条 実用新案の移転
- 第 43 条 ライセンス
- 第 43-1 条 公開非排他的ライセンス
- 第 44 条 (廃止)

- 第 11 章 実用新案を受ける権利に係る係争及び当該権利の保護
- 第 45 条 考案者としての地位に係る係争
- 第 46 条 実用新案所有者に係る係争
- 第 47 条 実用新案に係る係争
- 第 48 条 考案者の権利の保護

第 49 条 出願人の権利の保護
第 50 条 実用新案所有者の権利の保護
第 51 条 その他の者の権利の保護
第 52 条 実用新案に関連する紛争の審理手続
第 52-1 条 立証責任
第 53 条 請求原因陳述書が提出されたときの裁判所の行為
第 54 条 特許庁の参加
第 55 条 実用新案の分野に関連する司法上の紛争を解決するときの代理人

第 12 章 外国における実用新案の登録

第 56 条 登録の手続
第 57 条 (廃止)

第 12-1 章 責任

第 57-1 条 考案者の人格権の侵害
第 57-2 条 手続

第 13 章 本法の施行

第 58 条 本法の施行期日
第 59 条 移行規定

第1章 総則

第1条 本法の目的

本法は、考案に関する実用新案としての法的保護について規定する。

第2条 (廃止)

第3条 エストニア共和国国民及び外国人の権利及び義務の平等性

考案に関する実用新案としての法的保護に係る法令によって規定される権利及び義務は、本法に規定する制限を考慮に入れた上で、エストニア共和国国民及び外国人(以下「人(者)」という)に平等に適用する。

第4条 (廃止)

第2章 実用新案の法的保護及び特許性

第5条 実用新案の法的保護

- (1) 実用新案とは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有する考案をいう。
- (2) 次のものは、考案とはみなさない。
- 1) 意匠
 - 2) 集積回路の配置設計
 - 3) 発見、科学的理論及び数学的方法
 - 4) 精神的な行為の遂行又は事業活動に関する計画、規則又は方法
 - 5) 構造物、建築物又は地域についての設計資料及び図面
 - 6) 表象
 - 7) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
 - 8) 情報の提示
 - 9) 人体又はその一部
 - 10) 植物又は動物の品種
- (3) 考案は、実用新案登録簿(以下「登録簿」という)に登録することによって法的保護が付与される。
- (4) 実用新案として法的保護を得た考案は開示され、当該法的保護の範囲は、実用新案クレームの内容によって決定する。
- (5) 装置、方法及び材料は、実用新案としての保護を受けることができる。実用新案の法的保護の範囲は、実用新案クレームの文言によって決定する。

第6条 実用新案として保護されない考案

- (1) 次のものは、実用新案としての保護を受けることができない。
- 1) 公序良俗に反する考案
 - 2) 人体又は動物の体に行う治療方法及び診断方法
 - 3) 生物学上の考案
- (2) 本法の適用上、(1)3)に記載した「生物学上の考案」とは、次のものをいう。
- 1) 生物学的材料又は当該材料を含む製品に係る考案
 - 2) 生物学的材料の誘導又は使用に係る考案
- (3) 本法の適用上、(2)に記載した「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含み、かつ、自己増殖又は生体系中での増殖が可能な材料をいい、微生物を含む。

第7条 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性

- (1) 考案が技術水準の一部でないときは、その考案は新規性を有するものとみなされる。技術水準は、実用新案登録出願(以下「登録出願」という)の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、書面若しくは口頭の説明により、使用により又はそれ以外の方法で、世界の何れかの地域において、公衆の利用に供された技術的情報を含むものとする。新規性について決定するに際し、登録出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、第33条により公開された登録出願及び特許法第24条により公開された特許出願の内容も考慮される。ただし、これらの出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日が

先行している場合に限る。

(2) 技術水準を決定するに際し、その旨の請求がなされることを条件として、登録出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前 12 月以内に、第 11 条により実用新案登録を受ける権利を有する者が、又はその者の意思に反して若しくは従ってその者から考案に関する情報を得ていた他人が開示した考案を開示する情報は一切考慮に入れられない。他人がその情報を不法に取得した場合、又はその情報が不法に若しくは実用新案登録出願権を有する者が知らないままに公表されたときは、登録出願の審査の過程で又は当該実用新案について争われる場合に、その請求をすることができる。当該請求を裏付ける証拠を請求書に添付しなければならない。

(3) 本法の適用上、考案は、技術水準との相違により、当該考案を実施することで有益な技術的特徴又は他の有益な特徴が明白になるときは、進歩性を有するものとみなされる。

(4) 実用新案を業として製造又は使用することが可能であるときは、その実用新案は、産業上の利用可能性を有するものとみなされる。

第 8 条 実用新案の単一性

1 の登録出願に基づく実用新案の法的保護は、1 の考案についてのみ適用する。

第 9 条 実用新案クレーム

(1) 実用新案クレームは、明瞭、簡潔で短い文言をもって考案の内容を定義しなければならない。

(2) クレームにおいては、考案の内容を一連の本質的な技術的特徴として提示しなければならない。

(3) 実用新案クレームは、1 の独立クレーム及び複数の従属クレームによって構成する。実用新案クレームは、考案が一まとめの複数の製品により構成されている場合に、考案の単一性の要件が遵守されていることを条件としてのみ複数の独立クレームを含むことができる。

(4) 考案の説明及び図面は、実用新案クレームを解釈するために使用されるものとする。考案の要約は、実用新案クレームの解釈又は実用新案の法的保護の決定に関して何らの効力も有しない。要約は、考案に係る技術情報の開示にのみ用いられる。

第 10 条 優先権

(1) 優先権とは、考案に関して実用新案としての保護を求める上で、最先の登録出願又は特許出願をした者が優先的に出願する権利である。最先の登録出願又は特許出願の出願日を優先日とみなす。

(2) 登録出願が最先の登録出願又は特許出願の出願日から 12 月以内に特許庁に対して行われた場合は、優先権は、次の日に基づいて確定させる。

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の登録出願又は特許出願の出願日

2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国に該当しない国又は世界貿易機関の加盟国に該当しない国における最先の登録出願又は特許出願の出願日。ただし、当該国がエストニア共和国においてされた最先の登録出願及び特許出願に対して同等の条件を保証している場合に限る。

(3) (廃止)

(4) 優先権を主張する場合は、1 の登録出願について、先に行った複数の登録出願又は特許出願の出願日に基づいて優先権を確定させる。先に行った複数の登録出願又は特許出願については、(2)又は(3)にいう12月の期間は、最先の優先日から起算する。

(5) (廃止)

(6) 優先権を主張する場合は、(2)又は(3)にいう12月の期間の満了後に特許庁に行った登録出願に係る優先権は、(2)又は(3)により最先の登録出願又は特許出願の出願日に基づいて確定させる。ただし、次のことを条件とする。

1) 前記の期間を遵守することができなかった理由を優先権主張に添えること

2) 1)により記載された理由により、期間内に申請することができなかったことが意図的でなかったことが証明されること

3) 当該登録出願が前記期間の満了日から2月以内に行われたこと

(7) 第19条により特許出願に基づいて行われた登録出願については、その特許出願又はその特許出願の該当部分に関して有効な優先権をその登録出願にも適用する。

第3章 実用新案登録を出願する権利

第11条 実用新案を受ける権利

- (1) 実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利は、その考案の考案者及び当該考案者の承継人又は法律上の承継人に帰属する。
- (2) 考案が契約上の義務又は雇用上の職務を履行しているときに創作された場合は、実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利は、考案者又は契約若しくは雇用契約によって定められた他人に帰属する。ただし、出願人の居住地又は本拠地の国の法令に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (3) (1)又は(2)により実用新案登録を出願する権利を有する者は、その権利を他人に移転することができる。
- (4) 実用新案登録を出願する権利は、法律上の承継人に移転するものとする。
- (5) 2以上の者が相互に無関係に同一の考案に関して実用新案の法的保護を出願する場合は、実用新案登録を出願する権利は、先に行われた又は先の優先日を有する登録出願において出願人として表示されている者に帰属する。ただし、その登録出願が取り下げられていないこと、又は特許庁がその登録出願を拒絶していないこと若しくはその登録出願を取り下げられたものとみなしていないことを条件とする。

第12条 実用新案の考案者

- (1) 実用新案の考案者(以下「考案者」という)とは、創作活動の結果として考案を創作した自然人である。
- (2) 考案が複数の自然人による共同の創作活動の結果として創作された場合は、これらの者は共同考案者とする。
- (3) 共同考案者の場合は、実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利を含め、共同創作から生じるすべての権利は、それらの考案者が共同して行使する。ただし、共同考案者が別段の定めを有する書面による契約を締結しているときは、この限りでない。
- (4)-(5) (廃止)
- (6) 考案者としての地位は、譲渡することができず、かつ、期間の制限を受けない。
- (7) 考案者は匿名権を有し、かつ、次の事項を履行することができる。
 - 1) 自己の名称を考案者として開示するよう請求すること
 - 2) 自己の名称を考案者として開示することを禁止すること
 - 3) 自己の名称の開示禁止をいつでも取り消すこと
- (8) 考案者は、その実用新案から得られる利益から公正な収入を受領する権利を有する。
- (9) 考案者の財産的権利は、移転すること及び相続することができる。

第4章 実用新案に対する権利

第13条 実用新案所有者

(1) 実用新案所有者とは、実用新案所有者として最後に登録簿に記入されている者のことである。

(2) 実用新案を登録するときは、実用新案登録出願人(以下「出願人」という)を当該実用新案所有者として登録簿に記入する。

(3) 実用新案所有者は、実用新案として保護されている考案について排他権を有する。実用新案所有者のみが実用新案の法的保護から生じる権利を行使し、かつ、この権利を行使することを他人に禁止する権利を有する。

(4) 実用新案所有者は、本法に規定されている手続に従って、実用新案所有者の権利の全部若しくは一部を他人に移転し、その権利を放棄し、又はその実用新案を担保とすることができる。実用新案に対する権利は、登録簿への登録が有効であることを条件として、実用新案所有者の法律上の承継人に移転することができる。

(5) 実用新案所有者の排他権は、本法又は他人の権利によってのみ制限される。

第14条 実用新案所有者の排他権

(1) 実用新案所有者の排他権とは、何人も、実用新案の保護期間中は、実用新案所有者の許可なくして次のことをしてはならないことをいう。

1) 実用新案として保護されている製品を製造し、使用し、頒布し、販売し若しくは販売の申出をし又は当該製品を前記の目的で取得する(輸入による場合も含む)こと

2) 実用新案として保護されている製品の重要な一部である構成部品を製造し、販売し若しくは販売の申出をし又は当該構成部品を当該製品の製造若しくは準備のために取得し、輸出すること。ただし、当該構成部品が他の独立した製品である場合は、この限りでない。

3) 実用新案として保護されている方法を使用し又は第三者に使用させることを申し出ること

4) 実用新案として保護されている方法を使用することにより製造された製品を使用し、頒布し、販売し若しくは販売の申出をし、又は当該製品を前記の目的で取得する(輸入による場合も含む)こと

(2) 実用新案として保護されている方法により製造された製品の場合は、実用新案所有者の許可を得ることなく類似製品を製造し、使用し、頒布し、販売し、販売の申出をし、又は前記の目的で取得する(輸入による場合を含む)ことは、実用新案所有者の排他権の侵害とみなす。ただし、当該類似製品が異なる方法により製造されたことが証明されたときは、この限りでない。

第15条 実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない行為

次の行為は、実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない。

1) エストニア共和国の水域に他国の船舶が一時的又は偶発的に入り、かつ、実用新案の実施が専らその船舶の必要のためである場合に、その船舶内で(船体、機械、装具、無線航海装置その他の装置において)その実用新案を実施すること

2) エストニア共和国に他国の航空機又は車輛が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航

空機又は車輛の構造若しくは付属装置又は当該の輸送手段若しくはその装置の操作に関して
実用新案を実施すること

3) 実用新案を当該実用新案自体に関する試験のために実施すること

4) 実用新案を私的に非営利的に実施すること。ただし、当該実施が実用新案所有者の利益を
害さないことを条件とする。

第 15-1 条 権利の消尽

実用新案として保護されている考案を含む製品が、実用新案所有者により又は当該所有者の
同意を得て、エストニア共和国又は欧州経済地域に関する協定の加盟国の領域において市場
に出された場合は、実用新案所有者は、その製品の取得(輸入による場合を含む)、使用、頒
布、販売若しくは販売の申出を禁止する権利を有しない。

第 16 条 先使用权

(1) 他人が考案について登録出願する前に、エストニア共和国において善意で、かつ、その
登録出願人とは無関係に、同一考案を産業上利用していた者は、総体的に同一の実施内容を
維持しつつ、その考案を継続して実施することができる。その実施者が当該考案について登
録出願が予定されていたことを知らなかったか又は当然には知り得なかった場合は、その実
施は善意の実施である。

(2) 先使用权は、エストニア共和国内において、考案の産業上の利用のために善意で真摯な
準備をしていた者にも帰属する。

(3) 先使用权は、当該先使用权が確立している事業又は当該先使用权の行使が予定されてい
た事業と共にする場合に限り他人に移転することができる。

第 16-1 条 仮保護

(1) 考案には、登録出願日から実用新案の登録通知が特許庁の公報に公告される日まで、仮
保護を与えるものとする。

(2) 登録出願日から実用新案の登録通知が特許庁の公報に公告されるまでの期間中に考案の
実施を開始した者は、実用新案所有者の排他権を侵害したものとみなされない。ただし、
当該人が、その考案に関する登録出願が行われたことを知っていたか若しくは当然知ってい
るべきであった場合、又は出願人が当該人に対し、登録出願について書面をもって通告して
いた場合は、この限りでない。

(3) 実用新案の登録通知が特許庁の公報に公告された日の後は、登録出願についての通告を
出願人から受けた者は、登録出願についての通告を受領した日から実用新案所有者の排他権
を侵害したとみなされる。ただし、当該人が第 16 条による先使用权を有する場合は、この限
りでない。

第5章 登録出願及びその処理

第17条 登録出願

(1) 登録出願には、次の書類を含めなければならない。

- 1) 実用新案登録願書並びに出願人、考案者及び考案の名称に関する情報を含む実用新案登録出願書類
- 2) 考案の説明。説明においては、当該技術の熟練者が考案を実施することができる程度に十分明瞭かつ簡潔に考案を開示していなければならない。
- 3) 実用新案クレーム
- 4) 考案の説明又は実用新案クレームにおいて引用した図面
- 5) 考案の要約

(2) 次の書類を登録出願に添付しなければならない。

- 1) 特許代理人を通じて登録出願を提出するときは、委任状
- 2) 優先権主張を証明する書類。ただし、第18-2条に定める規定が適用される場合はこの限りでない。

(3) 出願人が考案者でない場合は、出願人は、実用新案登録出願又は登録出願に添付した他の書類において、第11条に定める実用新案登録出願権の法的根拠を表明しなければならない。

(4) 登録出願に含まれる書類の内容及び様式に係る要件は、法務大臣がこれを定める。法務大臣は、次のものについて定める。

- 1) 書類の構成及び各構成部分に含めなければならない情報
- 2) 書類を提出するためのデータ媒体
- 3) 書類に適用される国内及び国際標準並びにその中に含める情報の様式

(5) 登録出願書類は、エストニア語により提出しなければならない。実用新案登録出願における考案の名称及び考案の要約は、エストニア語及び英語により提出しなければならない。

(6) 特許庁は、登録出願書類、登録出願書類に添付された書類又は処理の過程で提出された書類に含まれている外国語の書類のエストニア語翻訳文を2月の期間(本法に別段の期間が規定されている場合はこの限りでない)内に提出するよう求めることができる。

第18条 登録出願書類の提出

(1) 登録出願書類は、特許庁に提出しなければならない。

(2) 登録出願に係る国の手数料は、登録出願書類の提出日から2月以内に納付しなければならない。国の手数料の納付期間は、延長することができない。

(3) 登録出願の手続は、法務大臣がこれを定める。

第18-1条 実用新案の法的保護に関する手続の遂行における代理

(1) 実用新案の法的保護に関する手続は、特許庁及び工業所有権審判委員会(以下「審判委員会」という)において、利害関係人、又は特許代理人であって、利害関係人から明示的に委任されており、かつ、特許代理人法により考案の分野における業務についての特許代理人資格を付与されている者により遂行される。利害関係人又は特許代理人は、自己の費用負担で、特許庁又は審判委員会における口頭の手続に代理権を有していない通訳又は顧問を参加させ

ることができる。

(2) 居所又は本拠地をエストニア共和国に有していない者は、特許庁及び審判委員会における実用新案の法的保護に関する手続行為についての当該人の代理人として、特許代理人を選任しなければならない。ただし、登録出願の提出、第30条(1)に定める国内処理のために国際出願の受理を求める請求の提出及び本法に定める一切の国の手数料の納付についてはこの限りでない。

(3) 複数の者が特許庁又は審判委員会において実用新案の法的保護に関する手続を共同で行なうときは、これらの者は、その代表者として特許代理人を選任するか又はこれらの者の中から居所若しくは本拠地をエストニア共和国に有している代表者(以下「共通の代表者」という)を選任することができる。共通の代表者は、共通の代表者に付与された権限から別途得られる場合を除き、実用新案の法的保護に関するすべての手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。

第18-2条 優先権主張の提出、訂正又は追加

(1) 優先権主張は、登録出願の際に提出する。

(2) 優先権主張を証明する書類は、優先権主張と共に又は優先日から16月以内に提出しなければならない。優先権がエストニア共和国における最先の登録出願又は特許出願に基づいて主張される場合は、優先権主張を証明する書類を提出することを要さない。

(3) 優先権主張を証明する外国語の書類の翻訳文は、第21条(2)の規定により特許庁が請求したときは、特許庁が定める期間内に提出しなければならない。

(4) 優先権主張は、特許庁が登録出願に基づいて実用新案を登録する又は登録出願を拒絶する決定を行うときまで、訂正又は追加することができる。

第19条 特許出願に基づく登録出願

(1) 特許出願をした者は、第5条から第9条に規定される制限を考慮して、同一の発明に関する登録をすることができる。

(2) 次に掲げる事由の何れかが生じる前に、登録出願を提出しなければならない。

- 1) 係属中の特許出願の取下請求の提出
- 2) 特許庁が特許出願の取下を宣言したことによる特許出願手続終了の通知
- 3) 特許付与決定の通知
- 4) 特許出願拒絶決定の通知

(3) 単一の一般的発明概念に関する発明の組合せを含む特許出願の場合は、その組合せに含まれる各発明に関して、個別に登録出願を提出することができる。その組合せに含まれる発明に関して提出されるべき個別の登録出願はすべて、同時に提出しなければならない。

(4) 特許出願の提出日から10年が経過した後は、登録出願を提出することができない。

第20条 登録出願日の確定及び登録出願の処理のための受理

(1) 特許庁は、書類一式において次の要素のすべてを特許庁が受領した日を登録出願日として確定する。

- 1) エストニア語による実用新案の登録を求める願書、又は実用新案の登録出願書類として意図された書類である旨の明確な表示

2) 出願人の名称及び宛先又は特許庁の通知を出願人に送付することを可能にするその他の詳細

3) 考案の説明であると外見上認められる書類

(2) 特許庁は、受領した書類を検討して、(1)に列挙する実用新案登録出願の要素のうちのあるものが当該書類一式から欠落していると認めた場合は、登録出願を提出した者にその旨を通知するものとする。欠落している要素は、特許庁の通知日から2月以内に提出しなければならない。

(3) 特許庁は、登録出願の欠落している要素が(1)(2)にいう情報である場合は、(2)に定める不備を通知する義務を負わない。その場合、出願人は、(1)に定める登録出願の要素で欠落しているものすべてを、最初に提出した書類を特許庁が受領した日から2月以内に、自発的に提出しなければならない。

(4) (2)に定める場合においては、特許庁は、最初に提出した書類中の特許庁が列挙するすべての不備を出願人が除去した日を登録出願日として確定し、また、(3)に定める場合においては、特許庁は、(1)に列挙する登録出願の要素で欠落するものすべてを出願人が自発的に提出した日を登録出願日として確定するものとする。

(5) 特許庁は、考案の説明の一部が登録出願の書類一式から欠落しているように思われるか又は実用新案クレームが出願に欠落していると思われる図面(以下「欠落部分」という)を引用していると認める場合は、直ちにその旨を出願人に通知する。出願人は、欠落部分を登録出願に追加することを希望する場合は、特許庁から通知されたか否かに拘らず、登録出願日から2月以内に欠落部分を提出しなければならない。欠落部分が後日提出される場合には、登録出願の処理に際してこれを考慮しない。特許庁は、特許庁が欠落部分を受領した日を新たな登録出願日として確定する。

(6) (5)に定める期間内に、出願人が欠落部分の提出を拒絶する旨を特許庁に通知する場合、又は欠落部分を提出しない場合は、特許庁は、(1)の規定により登録出願日を確定する。

(7) (4)及び(5)双方の規定が登録出願日の確定に適用される場合は、登録出願日は、前記の規定により確定される日の遅い方とする。

(8) 特許庁は、出願人が次のことをしなかった場合は、登録出願日を確定しない。

1) (2)に定める場合において、特許庁の通知に記載する不備を、特許庁の通知日から2月以内に除去すること

2) (3)に定める場合において、(1)にいう登録出願の要素で欠落しているものすべてを、最初に提出した書類を特許庁が受領した日から2月以内に自発的に提出すること

(9) 第19条による特許出願に基づく登録出願が既になされている場合は、特許出願日を登録出願日とする。

(10) 登録出願日が確定された場合は、特許庁は、登録出願を処理するために受領する。

(11) 特許庁は、処理するために受領した登録出願の番号及び出願日を出願人に通知する。

第20-1条 登録出願を処理するための受理の拒絶

(1) 登録出願日が第20条(8)に定める根拠に基づいて確定されていない場合は、特許庁は、登録出願を処理するための受理を拒絶する。

(2) 登録出願を処理するための受理を拒絶したときは、出願人に書面をもってその旨を通知する。出願人は、納付した国の手数料の返還を受けることができる。

第 21 条 登録出願の処理

(1) 特許庁は、登録出願処理の過程で、次の事項を確認しなければならない。

- 1) 第 18 条(2)に定める国の手数料の納付
- 2) 第 17 条(1)及び(2)に定める書類の有無
- 3) 優先権が主張されている場合は、優先権主張が第 10 条及び第 18-2 条の規定を遵守しているか否か
- 4) 考案者に関する情報、及び出願人が考案者でない場合は、第 17 条(3)にいう実用新案出願権の法的基礎申立の要件を遵守しているか否か
- 5) 登録出願が特許代理人を通じて行われている場合は、当該特許代理人の考案の分野において業務を行う権利

5-1) 登録出願が第 5 条(2)、第 6 条、第 7 条(4)及び第 8 条を遵守しているか否か

6) 登録出願書類が第 17 条(4)に規定する内容及び様式に係る要件を遵守しているか否か

(1-1) 特許庁は、第 21-1 条に基づいて考案に関する技術水準の調査を実施する。

(2) (1)に定める確認又は第 21-1 条による技術水準調査の実施により、ある書類が登録出願から欠落していること又は書類の様式若しくは内容に関して不備が存在することが確かめられた場合、又は技術水準調査の実施を含む登録出願の処理について書類の内容が不十分である又は不明瞭である場合は、特許庁は、その旨を出願人に書面をもって通知し、かつ、不備を除去し又は説明を提出するための 2 月から 4 月までの期間、又は例外的に 6 月の期間を定めるものとする。定められた期間の満了日の 1 月前までに、出願人は、説明を提供するために第 26-2 条(2)に基づいて口頭手続を申請することができる。

(3) 正当な根拠がある場合は、出願人は、特許庁が設定した期間であって、(2)に明記される 6 月を超えない期間の延長を請求することができる。期間延長の請求は、(2)に明記される期間の満了前に、特許庁に提出しなければならない。期間延長付与に関する特許庁の決定は、最終的なものとなる。

(4) 登録出願が第 5 条(2)、第 6 条、第 7 条(4)、第 8 条及び第 17 条の規定を遵守している場合は、特許庁は、その実用新案を登録する決定を行い、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知する。登録の記入は、当該決定に基づいて行う。

(5) 特許庁は、以下の場合には、実用新案の登録を拒絶し、登録出願を却下する決定を行い、更にその旨を出願人に書面をもって通知する。

- 1) 登録出願の目的が第 5 条(2)又は第 6 条に基づいて実用新案として保護され得ない場合
- 2) 考案が第 7 条(4)に基づく産業上の利用可能性を有しない場合
- 3) 登録出願が第 8 条又は第 17 条に適合せず、(1)に定める確認又は第 21-1 条による技術水準の調査の過程で特許庁が明らかにした不備を出願人が除去しなかった場合、(2)又は(3)により定める期間内に出願人が十分な説明を提供しなかった場合、又は(2)による口頭手続を申請しなかった場合
- 4) 特許出願に基づいて提出された登録出願が、第 19 条を考慮しなかった場合
- 5) 第 23 条(21)に定める場合において、出願人が考案を変更する訂正又は補正の取下を拒絶した場合、又は、
- 6) 出願人が第 26-1 条による意見を提出しなかった場合、又は特許庁が意見に同意しなかった場合

第 21-1 条 技術水準の調査

- (1) 特許庁は、第 7 条(1)及び(2)に従って考案に先立つ技術水準を確認する。出願人が提出した実用新案クレームは、技術水準を確認する際に考慮される。
- (2) 特許庁は、技術水準の調査報告(以下「調査報告」という)を作成し、これを参照できるように出願人に提示する。
- (3) 調査報告は、考案と同一の技術的解決及び考案に類似する技術的解決に関する情報を記載し、調査日を示すものとする。
- (4) 調査報告の内容及び様式に関する要件並びに報告作成手順は、経済通信大臣がこれを制定する
- (5) 第 23 条(1)に定める諸条件を考慮して、出願人は、特許庁による調査報告発行後 2 月以内に、調査報告に基づいて登録出願を訂正及び補正することができる。
- (6) 調査報告は、情報提供の意味を有する。

第 22 条 登録出願処理の停止及び再開

- (1) 出願人が、特許庁が本法により定めた期限内に措置を講じず、第 21 条(2)に基づいて説明を提供するための口頭手続を申請しなかった場合、又は合意された時期に正当な理由なく口頭手続に出頭しなかった場合には、特許庁は、登録出願の処理を停止し、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知する。
- (2) 第 18-2 条(2)に従って優先権主張を証明する書類が優先権主張と共に提出されることがなかった場合は、特許庁は、当該書類が提出されるまで、ただし、優先日から 16 月以下の間、登録出願の処理を停止する。
- (3) (1)により処理が停止されている登録出願の処理は、登録出願手続の通知日から 2 月以内に出願人が所定の措置を講じたとき、又は口頭手続に出頭しなかった場合は新たな口頭手続の時期を提案し、国の手数料を納付し、更に納付した国の手数料についての情報を提示したときに再開するものとする。
- (4) (2)により処理が停止された登録出願の処理は、出願人が優先権主張を証明する書類を提出したとき、又は出願人が優先権主張を証明する書類を提出しなかった場合は、優先日から 16 月の経過後に、再開する。後者の場合は、特許庁は、優先権主張を認めることを拒絶し、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知するものとする。
- (5) (廃止)

第 23 条 登録出願の訂正及び補正

- (1) 出願人は、処理が行われている間、登録出願を訂正及び補正することができる。ただし、登録出願日にその登録出願に開示されていた考案の内容を変更しないことを条件とする。
- (2) 訂正及び補正が、考案の主要な特徴であって、登録出願日における考案の説明、実用新案クレーム又は図面に記載されていなかったものを含んでいる場合は、当該訂正及び補正は考案を変更するものとみなす。
 - (2-1) 考案を変更する訂正及び補正の場合は、特許庁は、出願人に当該訂正及び補正を取り下げるよう提案し、この目的のために 2 月から 4 月の期間を与えるものとする。
- (3) (廃止)

(4) 処理の過程において、特許庁は、考案の説明、実用新案クレーム又は図面における場合を除き、出願人の承認を得ずに、登録出願書類における明白な誤りを訂正し、過剰なデータを削除し、文言に関する訂正を行うことができる。考案の要約は、出願人の承認を得ないで変更することができる。

第 24 条 登録出願の取下

(1) 出願人は、登録出願の取下を請求することができ、また、係属中の登録出願を取り下げることができる。登録出願の取下日は、当該登録出願の取下請求が特許庁に到達した日とする。登録出願書類は返還されない。

(2) 複数の者が 1 の実用新案に係る登録出願を行った場合は、当該登録出願の取下請求は、出願人全員の同意を得て行わなければならない。

(3) 次の事由があるときは、特許庁は、登録出願が取り下げられたものとみなす。

1) 特許庁が第 22 条(1)により登録出願の処理を停止しており、当該処理を第 22 条(3)により再開することができないこと、又は

2) 出願人が、第 18 条(2)に指定された 2 月の期間内に若しくは欧州特許付与に関する協定の施行法第 11 条(7)で指定された 1 月の期間内に所定の国の手数料を納付しなかったこと、又は国の手数料を納付している場合において、上記の期間内に国の手数料の納付を証明する情報を提出しなかったこと

第 25 条 登録出願処理の終結

(1) 特許庁は、取り下げられたか又は取り下げられたとみなされる登録出願の処理を終結させるものとする。

(2) 出願人には、登録出願処理の終結について書面をもって通知しなければならない。

第 26 条 登録出願処理の再開

(1) 特許庁が第 24 条(3)1)又は 2)に従い、登録出願は取り下げられたとみなして登録出願の処理手続を終結させた場合は、出願人は、措置を講じなかったことが不可抗力又は出願人若しくは出願人の代理人の支配を超える他の障害によるものであったことを条件として、登録出願の処理の再開を請求することができる。

(2) 出願人が、手続再開の請求書を提出し、不可抗力又は出願人若しくは出願人の代理人の支配を超える他の障害が存在したことを証明し、かつ、障害が消滅してから 2 月以内に所定の措置を講じ、所定の期間内に国の手数料を納付し、かつ、国の手数料の納付を証明する情報を提出したときは、特許庁は、登録出願の処理を再開するものとする。

(3) 登録出願処理の再開は、履行しなかった措置に係る期日の後 1 年以内に請求することができる。

第 26-1 条 出願人の意見提出権

(1) 特許庁は、登録出願手続の過程で明白となった事情が本法に基づく登録出願の拒絶をもたらすと考える場合は、登録出願の拒絶を決定する前に、意図された決定及びその事情を出願人に通知して、書面又は口頭の意見を提出する少なくとも 1 回の機会を出願人に対して与えるものとする。

(2) 書面による意見の提出期限、又は口頭の意見の場合は口頭手続請求の提出期限は、特許庁の通知日から2月である。口頭手続の請求は、書面で提出しなければならない。

第26-2条 特許庁の決定に対する訴え

(1) 特許庁は、登録出願についての説明を提供するため、又は登録出願に関連する問題を解決するために、特許庁における口頭手続に出願人を召喚することができる。

(2) 出願人は、登録出願についての説明を提供するための口頭手続を申請することができる。書面による請求は、出願人が説明しようとする事情を提示する。口頭弁論を実施することが有効であるか否かに関する特許庁の理由を付した決定は最終的である。

(3) 口頭弁論は、合意された時期に実施される。

(4) 特許庁及び出願人の何れも、特許庁の召喚状発行日又は出願人の請求書若しくはクレームの特許庁に対する交付日の2月前より早く又は6月後より遅く口頭手続を実施するよう請求する権利を有しない。特許庁及び出願人は、口頭手続が所定の日付の前か後に実施することに合意することができる。

(5) 口頭手続について議事録を作成し、議事録には少なくとも以下の事項を記載しなければならない。

- 1) 請求書番号
- 2) 口頭手続日
- 3) 口頭手続に参加した者の氏名及び職名
- 4) 口頭手続の目的
- 5) 手続の進行の簡潔な要約
- 6) 達した合意又は当事者間の反対意見
- 7) 参加した者の署名

議事録は、拘束力を有する。何れの合意にも達しない場合又は両当事者が反対意見を有する場合は、特許庁は手続を継続する。出願人が議事録への署名を拒絶しても、口頭手続が生じなかったことを意味するものではない。特許庁は、口頭手続において明白となった事情が議事録に記録された場合は、それを考慮に入れることができる。

第27条 特許庁の決定に対する不服申立

(1) 出願人は、本法に基づいて行われた特許庁の決定に対して、審判委員会に不服を申し立てることができる。

(2) 出願人は、特許庁の決定が行われた日から2月以内に審判委員会に不服を申し立てることができ、その際は、国の手数料を納付しなければならない。

(3) 審判委員会は、決定により、次の行為をする権利を有する。

- 1) 不服申立を却下すること、又は
- 2) 特許庁に対し、その決定を取り消し、かつ、審判委員会の決定に記載する事情を考慮に入れて手続を継続することを求めること

(4) 不服申立が認められたときは、国の手数料が返還される。

第28条 登録出願処理の終了

登録出願手続は、実用新案登録の効力発生日又は登録出願の拒絶日をもって終了する。

第6章 実用新案の国際登録出願

第29条 実用新案の国際登録出願の定義

(1) 本法の適用上、実用新案の国際登録出願(以下「国際登録出願」という)とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(RT II 1994, 6/7, 21)(以下「特許協力条約」という)に基づいて行われる国際出願をいう。

(2)-(4) (廃止)

(5) 特許庁は、エストニア共和国が指定国又は選択国として表示されている国際登録出願に係る指定官庁又は選択官庁である。

(6) エストニア共和国が指定国として表示されている国際登録出願は、第17条及び第18条に従って行われた登録出願と同等であるとみなす。

(7) エストニア共和国が指定国として表示されている国際登録出願は、特許協力条約に定められている受理官庁(以下「受理官庁」という)により決定された国際出願の日に特許庁に対して行われたとみなす。

(8) (廃止)

第30条 国際登録出願の処理に関する規定

(1) 国際登録出願が国内処理のために受理されることを求めるには、出願人は、優先日から31月以内に、その旨の請求書を当該国際登録出願のエストニア語翻訳文と共に特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。

(2) (廃止)

(3) 正当な根拠があり、かつ、出願人の請求がある場合は、出願人には、(1)に定める国際出願の翻訳文の提出について追加期間を与えることができるが、この追加期間は、優先日から33月目の終わりを超えてはならず、また、優先権が複数ある場合は最先の優先日から33月目の終わりを超えてはならない。(1)に定める31月の期間の終わりまでに2月を超える期間が残っている場合は、追加期間は与えないものとする。翻訳文が提出された場合、又は本条に定める33月の期間が満了した場合は、国の追加手数料を納付しなければならない。

(3-1) 実用新案は、特許協力条約第21条により国際出願が公開されるまでは、登録簿に登録しないものとする。ただし、優先日から20月が経過したときは、この限りでない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行-RT I 2004, 20, 141)

(3-2) 国際登録出願が国内処理のために受理された場合は、特許法第33条(3-2)に基づいて定められた手続を適用する。

(4)-(5) (廃止)

(6) 次の場合は、国際登録出願は、第29条(6)及び(7)に定めた効力を喪失する。

1) 特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)の規定が適用される場合

2) 出願人が(1)又は(3)に規定した要件を遵守しなかった場合

3) 出願人が第18-1条に定めた代理人委任の要件を遵守しなかった場合

(6-1) 国際登録出願は、次の場合に拒絶される。

1) 出願人が(1)に定めた期間を守らなかったか又は所定の国の手数料額を納付しなかった場合

2) 出願人が(3)に定めた追加期間の満了までに所定の国の手数料額を納付しなかった場合

3) 出願人が(3-2)に定めた要件を遵守しなかった場合

(7)-(9) (廃止)

(10) 受理官庁が国際出願日の承認を拒絶したか若しくは国際登録出願が取り下げられたとみなす旨の報告をした場合、又は世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)が特許協力条約第12条(3)による決定を行った場合、又は受理官庁がエストニア共和国の指定が取り下げられたとみなす旨の報告をした場合は、出願人は、その旨の報告又は決定を受領してから2月以内に、当該国際登録出願をエストニア共和国において審査すること及び国際事務局が当該国際登録出願の写しを特許庁に送付することを請求することができる。出願人は、特許庁が定めた期間内に、国際登録出願の翻訳文、及び所定の事情においては、特許代理人に関する情報を特許庁に提出しなければならない。また、国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、受理官庁又は国際事務局による決定が正当であるか否かを検証し、その結果を出願人に通知しなければならない。受理官庁又は国際事務局による決定が正当でない場合は、その登録出願は、国際登録出願として審査される。

(11) 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関若しくは国際事務局が定めた手続又は(1)に定めた手続を出願人が不可抗力又は出願人には関係のない他の障害により期限までに履行しなかったという理由で国際登録出願の処理が終結させられた場合は、特許庁は、出願人が第26条(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、エストニア共和国における国際登録出願の処理を再開するものとする。

第7章 実用新案登録簿

第31条 実用新案登録簿

(1) 本法及び工業所有権法基本規則に基づき、かつ、これらの法律に規定する手続に従って、実用新案登録簿が維持される。

(2) (1)にいう法律に規定される場合は、登録簿記入に関する通知が特許庁の公報に公告される。特許庁は、公共の利益のために、かつ、特許庁の公報規程に定める手続に従って、他の登録簿記入及び他の情報に関する通知を特許庁の公報に公表することができる。ただし、これらの公表が前記の法律又は国際協定に基づいて禁止又は制限されていない場合に限る。

(3) 特許庁の公報規程は、法務大臣がこれを定める。特許庁の公報の名称は、「Eesti Kasuliku Mudeli Leht」（エストニア実用新案公報）とする。

第32条 実用新案の登録簿への登録

(1) 登録出願が処理のために受理されたときは、当該登録出願の番号及び出願日、第17条に基づいて提出された書類及び出願人が自発的に提出したその他の書類並びに工業所有権法基本規則第25条による当該書類に含まれた情報の特許庁での受領が登録簿に記入される。

(2) 登録出願処理の過程においては、本法に従って履行された手続行為に関する情報及び通知、受領及び発行した書類、本法に規定した期間並びに特許庁の定める期間が登録簿に記入される。

(3) 実用新案に法的保護が付与されたときは、登録簿への登録記入が行われる。

(4) 登録簿記入は、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、第21条(4)に従って行い、又は第27条に定める場合においては、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、工業所有権法の基本規則第63条(1)に基づく不服申立に関する審判委員会の決定若しくは裁判所の決定に従って行うものとする。出願人は、登録記入の効力発生の延期を請求することができるが、延期期間は優先日から18月を超えてはならない。この請求は、登録出願のとき又は特許庁が実用新案を登録する旨の決定の前の登録出願手続中に行うことができる。

(5) 登録事項は、次の通りである。

- 1) 登録番号
- 2) 登録日
- 3) 考案の名称
- 4) 国際特許分類記号
- 5) 考案者の姓名及び住所
- 6) 実用新案所有者の姓名及び居所又はその事業の本拠地の宛先。法人の場合は、名称、本拠地の宛先及び国コード
- 7) 登録の有効期間の開始日
- 8) 登録の満了日
- 9) 特許代理人がいる場合は、特許代理人の姓名
- 10) 共通の代表者がいる場合は、共通の代表者の姓名。法人である共通の代表者の場合は、当該法人の名称
- 11) 登録出願番号
- 12) 登録出願の出願日

- 13) 優先権に係る事項(優先日, 国名, 出願番号)
 - 14) 先の継続登録出願又は登録出願の基礎となっている特許出願の番号及び出願日
 - 15) 国際出願又は欧州特許出願に係る事項
 - 16) 第7条(2)に定める情報の開示日
 - 17) 実用新案クレーム
 - 18) 考案の説明
 - 19) 図面
 - 20) 技術水準の調査日
 - 21) 調査報告の発行日
- (6) (4)にいう出願人は, 実用新案所有者として登録簿に記入される。
- (7) 特許庁は, 登録を記入した後, 実用新案明細書を作成する。実用新案明細書の作成にかかる様式及び手続の要件は, 法務大臣がこれを定める。
- (8) 特許庁は, 登録を記入した後, 実用新案登録の通知, 実用新案明細書及び調査報告をその公報に公告する。通知の公告日は登録簿に記入する。
- (9) 登録は, 実用新案登録の通知の特許庁の公報への公告日に効力を生じる。
- (10) 特許庁は, 実用新案登録の通知を公告した後, 実用新案明細書を含む実用証を実用新案所有者に発行しなければならない。
- (11) 実用新案所有者の人数の如何に拘らず, 発行する実用証は1通のみとする。
- (12) 実用証の作成及び発行に係る様式及び手続の要件は, 法務大臣がこれを定める。

第33条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

- (1) 登録簿は公開する。何人も, 実用新案登録の通知の公告日から, 本法に規定する制限(考案者の名称の開示を禁止する考案者の権利を含む)を考慮に入れた上で, 登録出願及びデータベース記録に記入した事項に係る登録ファイルを閲覧する権利を有する。前記通知の公告日は, 登録出願の公開日とする。
- (2) 登録ファイルを閲覧するため又は登録簿の謄本若しくはプリントアウトを受領するためには, 書類の各ファイル, 謄本又はプリントアウトに係る国の手数料の納付に関する情報を添えて, 請求書を提出しなければならない。出願人, 実用新案所有者及び考案者は, 自己の実用新案の登録ファイルを無料で閲覧することができる。その他の者は, 所定の者が許可する場合は, 登録簿を無料で閲覧することができる。
- (3) 実用新案の出願人又は所有者の書面による請求があり, かつ, 国の手数料が納付された場合は, 特許庁は, 登録出願の謄本及び特許庁による公式の確認を内容とする考案の優先権を証明する書類を発行する。優先権を証明する書類の作成に係る様式及び手続の要件は, 法務大臣がこれを定める。
- (4) 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の提供に係る手続は, 法務大臣がこれを定める。

第8章 実用新案の法的保護の効力

第34条 登録の有効期間

- (1) 登録は、それに係る登録出願日から4年間有効とする。
- (2) 登録有効期間について、第1回目に4年間、その後更に2年間延長することができる。登録を延長するためには、国の手数料を納付しなければならない。
- (3) 実用新案所有者が登録の有効性の終結を請求したときは、登録は期限前に無効となる。
- (4) 登録の有効期間を延長するためには、次の時期に国の手数料を納付しなければならない。
 - 1) 登録に係る有効性が消滅する日の前6月以内、又は
 - 2) 国の追加手数料を納付することを条件として、登録に係る有効性が消滅する日から6月以内
- (5) (廃止)
- (6) 不可抗力により又は実用新案の所有者若しくはその代理人の支配を超える障害により、登録の有効期間に係る国の手数料が納付されない場合にも、登録の有効期間は延長される。実用新案の所有者が、登録の有効期間の延長請求を提出し、不可抗力又は実用新案の所有者若しくはその代理人の支配を超える障害の存在を立証し、かつ、登録延長に係る国の手数料及び(4)2)に定める国の追加手数料を納付した場合は、特許庁は、当該障害の停止後2月以内に登録の有効期間を延長する。
前記の請求は、(4)2)に定める期間の満了後1年以内に提出することができる。

第34-1条 国の手数料の納付

納付された国の手数料に関する情報が特許庁に提出された場合は、国の手数料は納付されたとみなされる。納付が誤りにより同じ手続について一度より多く又は異なる当事者によりなされた場合は、正しい金額で納付された国の手数料に関して最初に提出された情報が、国の手数料の納付とみなされる。

第35条 (廃止)

第36条 実用新案の補正

- (1) 実用新案所有者は、登録の有効期間中、実用新案クレームを補正することにより、考案を変更することなく法的保護の範囲を減縮すること、及び実用新案明細書における書誌データ並びに明白な誤記及び計算違いを訂正することができる。補正の請求書、新たな実用新案クレーム、及び必要な場合は新たな考案の説明を特許庁に提出し、かつ、(2)に定める国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、自己の誤りを、自己の発意により又は実用新案所有者の請求を受けて、無償で訂正するものとする。
- (2) 補正を請求する場合において、書誌データ並びに誤記及び計算の誤りを訂正するときは、実用新案明細書の補正に関する通知の公告について国の手数料を納付しなければならない。また、法的保護を減縮するときは、実用新案クレームの補正に関する通知の公告及び新たな実用新案明細書の公告について国の手数料を納付しなければならない。
 - (2-1) 特許庁は、実用新案の補正に関する通知を特許庁の公報に公告する。法的保護の範囲が減縮された場合も、新たな実用新案明細書を公告する。

(3) 実用新案所有者は、実用新案の法的保護の範囲を制限している明白な誤記及び計算の誤りを訂正するために、実用新案登録通知の公告の後 1 年以内に特許庁に請求を提出することができる。

(4) (3)に基づいて行われた補正から生じた実用新案の法的保護の範囲拡大は、実用新案登録の補正に関する通知が公告される前に、経済的及び商業的活動において実用新案の元の法的保護の範囲を考慮していた者の権利を制限しないものとする。

第9章（廃止）

第10章 実用新案を受ける権利の移転

第40条 実用新案登録出願権の移転

(1) 実用新案登録出願権の考案者から他人への移転は、別個の書面による合意に基づいて又は第11条(2)に規定する契約若しくは雇用契約により行わなければならない。この合意又は契約には、第12条(8)により登録の全有効期間を通じてその考案から得られる利益から公正な収入を受領する考案者の権利を保証する規定を含めなければならない。

(2) 法律に基づく実用新案登録出願権の移転については、出願人の居所又は本拠地がある国の法律が適用される。

(3) (1)又は(2)による実用新案登録出願権の移転の法的根拠及び考案者に関する情報を登録出願において表示しなければならない。合理的な疑義がある場合は、特許庁及び裁判所は、実用新案登録出願権及び考案の考案者としての地位を証明する書類の提出を要求することができる。

第41条 登録出願の移転

(1) 出願人は、特許庁が処理を進めている登録出願を他人に移転することができる。

(2) 出願人が死亡した場合又は法人である出願人が解散した場合は、特許庁が処理を進めている登録出願は、承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

(3) 登録出願における出願人の事項を補正するためには、出願人又は登録出願の移転を受けた者は、その旨の申請書及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。登録出願の移転を受けた者が申請するときは、当該人は、移転を証明する信頼できる書類を申請書に同封しなければならない。

(4) 登録出願は、登録出願事項の記入を補正する記入が行われた日に他人に移転されたとみなす。

第42条 実用新案の移転

(1) 実用新案所有者は、その実用新案を他人に移転することができる。

(2) 実用新案所有者が死亡した場合又は法人である実用新案所有者が解散した場合は、その実用新案は、承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

(3) 登録における実用新案所有者に関する事項を補正するためには、実用新案所有者又は実用新案の移転を受けた者は、その旨の申請書及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。実用新案の移転を受けた者が申請するときは、当該人は、移転を証明する信頼できる書類を請求書に同封しなければならない。

(4) (3)にいう申請は、取引において定められた実用新案移転の日又は法律上の承継の日から1年以内に行わなければならない。裁判所の判決により実用新案が移転する場合は、申請は、判決が効力を生じてから1月以内に行わなければならない。本項に記載した条件が守られなかったときは、登録は無効とみなす。

(5) 実用新案は、取引若し裁判所の判決によって定められた実用新案移転の日又は法律上の承継の日、他人に移転したとみなす。

(6) 本条の規定による実用新案の移転を受けた者は、登録事項を補正する記入が有効となった日から、実用新案所有者に属する権利の行使を開始することができる。登録記入は、それが行われた日に有効となる。登録記入は、登録記入履行の通知が特許庁の公報に公告された日から、第三者に対して法律上の効力を有する。

第 43 条 ライセンス

(1) 実用新案所有者(ライセンサー)は、ライセンス契約書により、第 14 条(1)に列挙する実用新案所有者に属する権利の部分的若しくは全面的な商業目的の行使、又は第 43-1 条に従い特許庁を経由する公開非排他的ライセンスの付与の通知を、他人(ライセンシー)に許諾することができる。

(2) ライセンシーは、ライセンサーの同意を得て、ライセンスから生じる権利をサブライセンスにより第三者に移転することができる。

(3) ライセンスの期間は、登録の期間を超えてはならない。

(4) ライセンスは登録簿に登録することができる。ライセンスに関する記入を行う上での根拠となるのは、ライセンス契約書の謄本又は登録に必要な情報を含むライセンス契約書の抄本を添付したライセンサー又はライセンシーの請求書である。ライセンスに関する記入については、国の手数料を納付しなければならない。登録されていないライセンスは、第三者に対して法的効力を有しない。異なるライセンスにより複数のライセンシーに付与された権利が衝突する場合は、ライセンスが登録されているライセンシーが優先される。

(5) 第 42 条に定めた場合において実用新案が他人に移転したときは、ライセンスから生じる権利及び義務も前記の他人に移転する。

第 43-1 条 公開非排他的ライセンス

(1) 公開非排他的ライセンスとは、実用新案所有者が設定するライセンス料を実用新案所有者に支払う者に対して付与されるライセンスをいう。実用新案について、ライセンシーは、商業目的のために、エストニア共和国の全領土において第 14 条(1)に掲げる措置を講じる権利を有する。

(2) 公開非排他的ライセンスは、同一の実用新案に関して先の有効ライセンスが登録簿に登録されていないことを条件に、付与することができる。

(3) 公開非排他的ライセンス付与のためには、実用新案所有者は、公開非排他的ライセンスの登録申請を特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。申請には、少なくとも以下の内容を記載しなければならない。

- 1) 登録番号
- 2) 考案の名称
- 3) 実用新案所有者の姓名、法人の場合には法人の名称
- 4) 特許代理人を通じて申請を提出する場合は、特許代理人の姓名
- 5) 公開非排他的ライセンスの登録申請
- 6) ライセンスの有効期間
- 7) ライセンス料の金額又はその計算手順、ライセンス料の納付期間、及び必要な場合はその他の納付条件
- 8) 納付された国の手数料に関する情報

9) 申請人の署名及び日付

(4) 特許代理人を通じて申請を提出する場合は、公開非排他的ライセンスの登録申請に委任状を同封しなければならない。

(5) 公開非排他的ライセンスの登録申請が要件を遵守する場合は、特許庁は、ライセンスの詳細を登録簿に記入し、特許庁の公報に各通知を公告する。

(6) 公開非排他的ライセンスを得ようとする者は、書面による申請を特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。

申請には、少なくとも以下の内容を記載しなければならない。

1) 登録番号

2) 考案の名称

3) 実用新案所有者の姓名、法人の場合には法人の名称

4) 公開非排他的ライセンスの申請

5) ライセンシーの姓名、居住地又は本拠地の住所及び国コード、法人の場合は、法人の本拠地の住所及び国コード

6) 特許代理人を通じて申請を提出する場合は、特許代理人の姓名

7) ライセンス料の金額及びその他の納付条件についての合意確認

8) 納付された国の手数料に関する情報

9) 申請人の署名及び日付

(7) 特許代理人を通じて申請を提出する場合は、公開非排他的ライセンスの申請に委任状を同封しなければならない。

(8) 公開非排他的ライセンスの申請が要件を遵守する場合は、特許庁は、ライセンシーのデータを公開非排他的ライセンスの付与に関する登録簿に記入し、特許庁の公報において各通知を公告し、かつ、ライセンシーのデータを実用新案所有者に書面で伝達しなければならない。法律用語において、ライセンシーのデータの登録簿への記入は、(3)(6)及び(7)に基づいて設定された諸条件を含む実用新案所有者とライセンシーとの間のライセンス契約の締結とみなされる。

(9) 実用新案所有者は、登録簿に記入された有効期間の満了前に、全てのライセンシーの同意がある場合に限り、公開非排他的ライセンスの有効期間を終了する、又は有効期間を短縮することができる。

(10) ライセンシーは、特許庁及び実用新案所有者に書面で通知することにより、公開非排他的ライセンスを放棄することができる。公開非排他的ライセンスは、ライセンス料が所定の金額でかつ納付の諸条件に基づいて納付されていることを条件に、放棄することができる。ライセンシーからの通知の受領後1月以内に、実用新案所有者が納付期限を過ぎたライセンス料があることを特許庁に通知しなかった場合は、特許庁は、登録簿からライセンシーのデータを削除し、かつ、特許庁の公報に各通知を公告する。

(11) 登録簿に記入された納付期間内に又はその他の納付の諸条件に基づいて、ライセンシーがライセンス料の要求金額を納付しなかった場合は、公開非排他的ライセンスは、実用新案所有者の請求によりライセンシーに対して無効となる。

(12) 考案実施の総括的な性質における重大な変更の場合は、実用新案所有者又はライセンシーは、相手方がライセンス料の金額又は納付期間を変更するよう要求する権利を有する。

第 44 条 (廃止)

第 11 章 実用新案を受ける権利に係る係争及び当該権利の保護

第 45 条 考案者としての地位に係る係争

(1) 考案者としての地位に関する紛争は、実用新案が登録された後に裁判所において解決するものとする。

(2) 第 12 条(1)又は(2)により自己が実用新案の考案者又は共同考案者であると考える者は、実用新案所有者を相手として、考案者としての地位の確認を求める訴訟を提起することができる。

(3) 考案者としての地位は、考案者又はその承継人がこれを争うことができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(4) 考案者としての地位が証明された場合は、当該人は、第 11 条に基づき、同事件において、第 46 条(1)により実用新案所有者を相手として争うことができる。

第 46 条 実用新案所有者に係る係争

(1) 実用新案を受ける権利が第 11 条に基づいて自己に属すると考える者は、実用新案所有者を相手として、自己の権利の承認を求める訴訟を提起することができる。勝訴した場合は、当該人は、次の何れかのことをする権利を有する。

1) 当該実用新案を自己の名義で登録すること

2) 登録を取り消し、同一の考案に関して同一の出願日を有する新たな登録出願を行うこと、又は

3) 登録を取り消すこと

(2) (1)により行った選択を記載した請求書を、効力を生じた裁判所判決文の謄本、及び所定の場合は国の手数料の納付を証明する書類を添付して、判決が効力を生じてから 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。当該人は、新たな登録申請を行うときは、第 17 条の規定に従って、判決が効力を生じた日から 3 月以内に新たな登録申請の書類を特許庁に提出しなければならない。前記の要件を遵守しなかったときは、登録を取り消すものとする。

(3) (1)により提起された訴訟で勝訴した場合において、考案を実施していたか又は実施するための真摯な準備をしていた者は、実用新案の移転の後、その考案を自己の経済的又は業としての活動において有償又は無償で実施する権利を裁判所に申請することができる。ただし、考案が同じ目的で実施されることを条件とする。

(4)-(5) (廃止)

第 47 条 実用新案に係る係争

(1) 以下であると考える者は、実用新案所有者を相手として、登録の取消を求めて訴訟を提起することができる。

1) 登録実用新案が第 5 条から第 9 条までを遵守していないこと

2) 考案が十分に正確かつ明瞭に説明において記載されていないこと、又は

3) 考案が元の登録出願において開示された考案と一致しないこと

(2) (1)にいう訴訟は、登録が満了した後でも提起することができる。

(3) 登録が取り消された場合において、実用新案所有者又は(1)にいう者が効力を生じた判決文の謄本を添えて特許庁に申請するときは、特許庁は、登録記入を削除するものとする。

(4) 登録の取消は、登録の取消に係る判決が効力を生じるまでは、実用新案所有者の排他権の保護に関する判決を取り消し又は契約(ライセンス契約を含む)を取り消す効果を有しない。契約の履行が継続している場合は、一方の当事者は、他方当事者に支払額を変更し又は計算をし直すよう要求する権利を有する。

第 48 条 考案者の権利の保護

(1) 実用新案の考案者又は考案者が死亡した場合は考案者の承継人は、期間の制限を受けることなく、第 12 条(7)に規定した権利の侵害の場合及び考案者としての地位から生じるそれ以外の非経済的紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) (廃止)

第 49 条 出願人の権利の保護

(1) 出願人は、第 27 条に従って、特許庁の決定に対して審判委員会に不服を申し立てることができる。

(2) 出願人は、審判委員会の決定に合意しないときは、決定が公表された日から 3 月以内に県裁判所に不服を申し立て、その決定について争うことができる。

第 50 条 実用新案所有者の権利の保護

(1) 実用新案の不法実施があったときは、実用新案所有者は、次を請求することができる。

1) 債務行為法第 1043 条による、実用新案の不法実施によって生じた損害に対する補償

2) 債務行為法第 1037 条及び第 1039 条による、実用新案の不法実施の結果として取得された物の移転

3) 債務行為法第 1055 条による、実用新案の不法実施の停止及び新たな侵害の防止

(2) (廃止)

(3) 不法行為によって実用新案所有者の排他権を侵害して所有者に財産的損害を与えた者は、その損害を補償する義務を負う。実用新案の実施が善意によるものであったときは、裁判所は、訴訟提起前 5 年以内に生じた損害の範囲を超えない補償を命じることができる。

(4) 実用新案所有者は、排他権の侵害者を知ったときから 3 年以内に訴訟を提起する権利を有する。

(5) 実用新案の登録通知の公告に先立つ排他権の侵害があったときは、訴訟の提起は、(4)に指定した期間内又は実用新案の登録通知の公告日から 1 年以内のうちの何れか遅い方に基いてしなければならない。

第 51 条 その他の者の権利の保護

(1) 登録出願が行われる前に善意で考案を実施していた者は、自己の先使用権の確認を求める訴訟を提起することができる。裁判所は、申立に基づく手続により出願を審理する。

(2) ライセンシーは、ライセンスに係る紛争の解決のために、訴訟を提起することができる。

(3) ライセンシーはまた、ライセンスの許諾に関して別段の定めがある場合を除き、他人による実用新案所有者の排他権の侵害に関し、訴訟を提起することもできる。ライセンシーは、訴訟を提起する旨のライセンシーの意思を事前に実用新案所有者に通知しなければならない。通知義務は、通知をライセンス契約書に表示されている宛先又は登録簿に記入されている宛

先へ書留郵便で実用新案所有者に送付している場合は、履行されているとみなす。

(4) 自己の活動が実用新案所有者の排他権を侵害しているかもしれないとの疑念を有する者は、実用新案所有者を相手として、実用新案の存在は自己の経済的又は業としての活動を妨げるものではないことを確認するための訴訟を提起することができる。

(5) 第 50 条に基づいて訴訟を提起されているか又は実用新案所有者の排他権の侵害の申立に関連して軽罪手続若しくは刑事事件手続を開始されている者は、第 47 条(1)により、実用新案所有者を相手として、登録の取消を求める訴訟を提起する権利を有する。申立に係る排他権の侵害を判断する裁判所は、違反容疑者の請求に基づいて、登録取消を求める訴訟に関する手続が行われている間は、実用新案所有者の排他権の侵害に係る訴訟、軽罪又は刑事事件に関する手続を停止することができる。停止の前提条件として、裁判所は、登録が引き続き有効であることを条件として、実用新案所有者に生じる可能性のある損害に対する補償のための担保を要求することができる。

第 52 条 実用新案に関連する紛争の審理手続

(1) 法律によって規定されている場合は、実用新案に関連する紛争は、審判委員会により又は裁判所において審理されるものとする。

(2) 第 45 条から第 48 条まで、第 51 条(1)、(2)、(4)及び(5)にいう訴訟及び申立並びに第 49 条にいう不服申立は、特許庁所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。第 50 条、第 51 条(3)及び第 52-1 条にいう訴訟は、その侵害の発生地を管轄する県裁判所の管轄に属する。WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 50 条にいう暫定措置の実施は、その侵害の発生地を管轄する県裁判所の管轄に属する。

(3) 裁判所は、実用新案に関連する紛争を、本法に定めた規定を考慮に入れて、民事訴訟法に規定する手続に従って審理する。

(4) (廃止)

(5) 審判委員会は、本法に基づいて行われた不服申立を審判委員会に関する法規に規定されている手続に従って審理する。

第 52-1 条 立証責任

(1) 第 14 条(2)の規定に基づいて訴訟が提起された場合は、被告は、被告が類似製品を製造するために、実用新案として保護されている方法とは異なる方法を使用したことを証明しなければならない。

(2) 異なる方法が使用されたことを証明することができない場合は、その製品は、実用新案として保護されている方法によって製造されたとみなされる。ただし、実用新案所有者が合理的な努力をしたにも拘らず、その製品の実際の製造に使用された方法を確定することができず、かつ、実用新案として保護されている方法が使用された可能性が高いこと又は実用新案として保護されている方法により製造される製品が新規なものであることを条件とする。

(3) 被告によって提出された証拠であって、被告の生産又は事業に係る秘密を含んでいるものは、被告の同意を得た場合に限り、開示することができる。

第 53 条 請求原因陳述書が提出されたときの裁判所の行為

(1) 第 51 条(4)にいう訴訟の場合は、請求原因陳述書には実用新案所有者宛に送付した通知

書の写しを添付しなければならない。その写しが欠けているときは、裁判所は、請求原因陳述書の処理をしないものとし、かつ、原告が通知義務を履行するための期間を定めるものとする。

(2) 裁判所は、原告から請求があったときは、実用新案として保護されており、かつ、実用新案所有者の許可を得ないで製造され、その使用が実用新案所有者の排他権の侵害となる製品又は物品を、当該排他権に係る侵害の終結を求めて提起された訴訟を審理している期間中、流通から除去するよう裁定することができる。

(3) (2)に記載した場合において被告から請求があったときは、裁判所は、製品又は物品の所有者が実用新案所有者に正当な費用を支払った上で、登録の残存有効期間の全部又は一部において、その製品又は物品の使用を継続することができる旨の裁定を出すことができる。

第 54 条 特許庁の参加

(1) (廃止)

(2) 裁判所は、実用新案に関連する紛争において下した判決の謄本を、それに留意できるように特許庁に送付しなければならない。

第 55 条 実用新案の分野に関連する司法上の紛争を解決するときの代理人

(1) 実用新案に関連する紛争を解決するとき、特許代理人は、裁判所において代理人として行動することができる。

(2)-(3) (廃止)

第12章 外国における実用新案の登録

第56条 登録の手續

- (1) エストニア共和国に居所又は本拠地を有する者は、エストニア共和国における登録に拘らず、その実用新案を外国において登録することができる。
- (2) エストニア共和国に居所又は本拠地を有する者は、外国における実用新案の登録に関しては、当該外国の法律及び国際条約に従うものとする。

第57条 (廃止)

第 12-1 章 責任

第 57-1 条 考案者の人格権の侵害

- (1) 第 12 条(7)に定める考案者の人格権侵害は、300 罰金単位以下の罰金に処する。
- (2) 同一の行為を法人が犯した場合には、32,000 ユーロ以下の罰金に処する。

第 57-2 条 手続

- (1) 刑法総則及び軽罪手続法の規定は、本法第 57-1 条に定める軽罪に適用する。
- (2) 本法第 57-1 条に定める裁判外の軽罪手続は、警察管轄権によって実施される。

第 13 章 本法の施行

第 58 条 本法の施行期日

- (1) 本実用新案法は、1994 年 5 月 23 日から施行する。
- (2) 第 10 条(2)1)の規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけるエストニア共和国の同盟国としての地位が回復してから適用する。
- (3) 第 VI 章の規定は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約にエストニア共和国が加盟してから 3 月が経過するまでは適用しない。
- (4) 第 10 条(2)に定める優先権を確立するための基礎は、本法施行後に行われる特許出願及び登録出願に限定することができる。

第 59 条 移行規定

第 21-1 条は、第 21 条(4)に従って実用新案を登録する決定又は同条(5)に従って登録出願を拒絶する決定が第 21-1 条の効力発生日までになされていない、第 21-1 条の効力発生前に受理されたすべての登録出願にも適用する。